



特集

市町村を通じてあなたの森林を活かす 森林経営管理制度

森林経営管理制度は、森林所有者自らでは経営管理ができない森林について、市町村が森林所有者から経営管理を受託した上で、林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託し、それ以外の森林は、市町村が自ら管理する仕組みです。本制度は、今年度で5年目を迎え、本制度を活用した森林整備の取組が全国で進んでいます。

本稿では、全国における森林経営管理制度の活用状況と、林野庁による本制度の活用促進の取組について紹介します。



森林経営管理制度の進め方

森林経営管理制度の活用にあたっては、まず、市町村が、経営管理が行われていない可能性がある森林を対象に、森林所有者の意向を確認する調査（「意向調査」）を実施します。

意向調査の結果、森林所有者から「市町村への委託希望」の回答があった場合、市町村は「経営管理権集積計画（集積計画）」を定めて、森林所有者から森林の経営管理の委託を受けます。

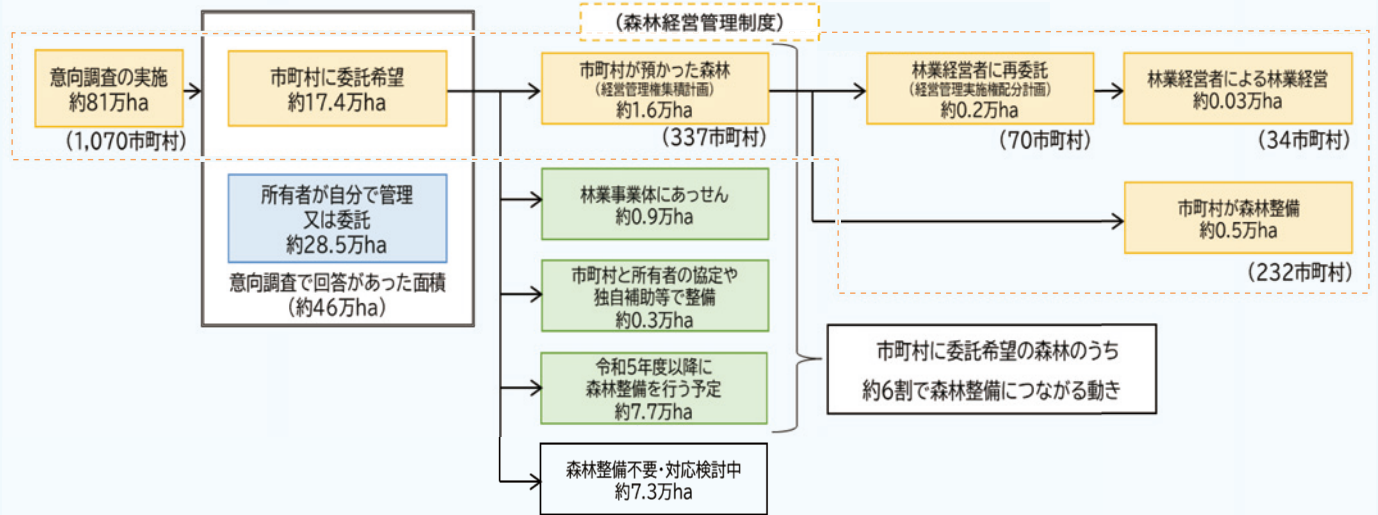
図1 森林経営管理制度のフロー図



集積計画を策定した森林のうち、林業経営に適した森林は、「経営管理実施権配分計画（配分計画）」を定めて、林業経営者に経営管理を再委託します。他方、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら経営管理を行います。林業経営者に再委託された森林では、施業により得られる収益から再造林費用等を控除した上で、その一部を森林所有者に還元します。

また、「所有者不明森林等の特例措置」により、所有者の一部又は全部が不明な森林等であっても、市町村が森林所有者を探索した上で、公告など一定の手続きを行うことで、市町村が当該森林の経営管理を受託することが可能です。特例では、探索の範囲を、原則として、登記簿上の所有者及びその戸籍謄本等から判明する相続人（一般的には、配偶者と子）までに限定しています。

図2 森林経営管理制度の進捗状況



制度の活用状況

令和4年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村※のほとんどで、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組が実施されています。意向調査は、令和4年度末までに、制度の活用が必要な市町村の8割（1,070市町村）で約81万ha実施され、うち約6割の面積（約46万ha）の所有者から回答が得られています。

回答があったもののうち、約4割（約17万ha）の所有者から市町村への委託希望があり、市町村による集積計画の作成（337市町村、約1・6万ha）を経て、林業経営者への再委託（配分計画の作成：70市町村、約0・2万ha）や、市町村による森林整備（232市町村、約0・5万ha）等が進んでいます。林業経営者へ再委託された森林では、これまでに約300haの森林整備が行われており、間伐や主伐・再造林等を実施した上で、収益を森林所有者に還元する事例も見られます（事例1）。

また、集積計画や配分計画を経由せず、直接林業事業体に

あっせん(約0・9万ha)する、市町村と所有者が協定を結ぶ(約0・3万ha)などの方法で森林整備を進める例もあります。これらの取組を合わせて、市町村への委託希望の森林のうち約6割で、森林整備につながる動きが見られています。

さらに、森林経営管理制度の「所有者不明森林等の特例」は、これまで6市町で活用され、所有者の一部又は全部が分からず、これまで森林整備が行えなかった森林でも、市町村による森林整備が可能になっています(事例2)。

森林経営管理制度の取組により、森林経営計画など既存施策に加え、現在までに私有林人工林の約4割(約259万ha)が集積・集約化されています。林野庁としては、長期的には、私有林人工林の約7割を集積・集約化することを目指しています。

※ 私有林人工林がある市町村から、面積が極めて少ない等整備・活用の必要性が低い市町村、既に経営管理が行われている、もしくは森林経営管理制度以外の方法で実施する市町村を除いたもの(令和4年度:1,276市町村)。

事例1

配分計画に基づく主伐・再造林等の実施 〈山形県最上町〉

最上町では、地区からの要望を受けて、森林経営管理制度等を活用した森林整備を実施しています。令和3年1月に意向調査を行い、委託希望のあった森林のうち46haで集積計画と配分計画を作成しました。これに基づき、林業経営体が令和4年10月に主伐3・88ha(所有者4名)、搬出間伐0・76ha(所有者1名)を実施し、所有者へ利益が還元されました。また、主伐箇所では、令和5年10月に再造林を行いました。



令和4年に計画に基づき主伐を実施(令和5年には再造林を実施)

事例2

所有者不明森林に係る特例の活用 〈青森県三戸町〉

三戸町では、特に民家等の保全対象に近接する森林から、優先的に森林経営管理制度を活用しています。令和2年度に意向調査を実施し、住宅地に隣接する森林で、一部で倒木が発生するなど、整備の必要性があるものの、所有者が不明になっていた箇所について、令和4年8月に所有者の探索を実施しました。その結果、相続人全員が死亡していたことから、所有者不明森林の特例を活用しました。

町は、令和4年12月に、特例措置の手續きとして、集積計画案の公告を開始しました。6カ月を経て異議の申出がなかったことから、県の裁定手續を経て、令和5年12月に経営管理権が町に設定されました。この権利に基づき、町では今後、皆伐を行い低木樹種の植栽を実施する予定です。



特例を活用した森林

市町村支援の取組

森林経営管理制度を実際に運用するのは市町村ですが、森林・林業に係る市町村の体制は必ずしも十分ではありません。林野庁では、制度開始と同時に、「森林集積推進室」を設置して、人材育成、情報提供、体制整備により、市町村による制度の活用を後押ししています。

(1) 人材育成

都道府県等が主催する市町村職員向けの説明会や研修会等に、林野庁職員を講師として派遣しています。これまでに400回を超える説明会・研修会に職員を派遣しました。また、市町村への支援を担う「森林経営管理リーダー」を育成するため、主に都道府県の普及指導職員等を対象に、毎年、全国7カ所で「森林経営管理リーダー育成研修」を開催し、5年間で延べ788名が受講しました。今年度からは内容を見直し、所有者探索の机上演習、地域課題解決に向けたグループワーク、先進事例の紹介等を通じて、より実践的な人材の育成に取り組んでいます。

(2) 情報提供

森林集積推進室では、毎月1回、情報誌「シューセキ!」を発行し、都道府県と市町村の皆様へ、森林経営管理制度と森林環境譲与税に関する各地域の取組や動向など、最新情報をお届けしています(バックナンバーは林野庁Webサイトに掲載)。

また、年に1回『森林シューセキ!事例報告会』を開催し、先進事例の横展開に取り組んでいます(コラム1)。

さらに、全国の市町村による先進的な取組を整理した「森林経営管理制度に係る取組事例集」を作成し、横展開を促すとともに、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」を作成し、特例措置活用に応じた探索の方法や留意点等を整理しています。



説明会への講師派遣

(3) 体制整備

市町村・都道府県が、森林・林業の専門知識を有する地域の技術者に委嘱又は業務委託する「地域林政アドバイザー」の活用を促進しています。アドバイザーの活動に要した経費の一部(都道府県:5割、市町村:7割)は、総務省から特別交付税として交付されます。令和4年度には、全国204の自治体で307名のアドバイザーが活躍しています。林野庁では、募集希望のある市町村の情報提供・公表等を行っています。今年度から、新たに「地域林政アドバイザー連携促進研修」を開始しました(コラム2)。



森林経営管理リーダー研修

また、各都道府県も、都道府県に譲与される森林環境譲与税を活用しながら、県レベルのサポートセンターの運営、アドバイザーの派遣、市町村職員向けの研修開催などにより、市町村の支援に取り組んでいます。

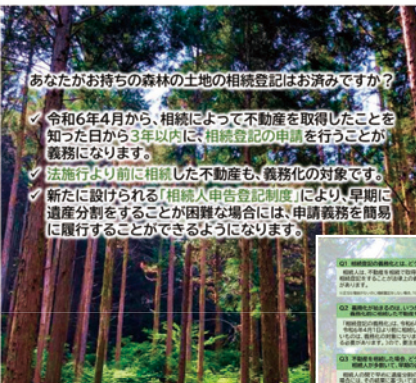
おわりに

全国で森林経営管理制度を活用した森林整備が進んでいます。森林経営管理制度はあくまで森林整備を進める手段であり、より重要な点は、「制度を活用して、何を實現するか」という目的・目標です。各市町村の皆様には、地域の森林や、森林を活用した地域づくりに係るビジョンや方針を描くことも検討しながら、制度を御活用いただきたいと考えています。林野庁としては、引き続き取組事例の収集・横展開や市町村支援の取組等、制度の円滑な運用に取り組んでまいります。

なお、皆様ご自身やご家族がお持ちの森林や身近な森林の整備・管理についてのお悩み、お困りのことがある場合は、まずは、森林が所在する市町村までご相談願います。

森林所有者の皆様へ

令和6年4月から 相続登記の申請が義務化されます



林野庁からのお知らせ

4月から相続登記の申請が義務化されます

令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。法施行より前に相続した不動産も、義務化の対象です。

新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトをご確認ください。

森林整備の推進のためには登記情報は非常に重要です。お持ちの森林の登記記録について改めてご確認をお願いいたします。

相続登記の義務化の詳細について(法務省Webサイト)▶



コラム 1

「森林シユークセキ! 事例報告会」を開催

1月23日(火曜日)に、浅草橋ヒューリックホール(台東区)において、全国の市町村による森林経営管理制度や森林環境譲与税等の取組を共有する「森林シユークセキ! 事例報告会」を開催しました。当日は、現地93名(発表関係者含む)、オンライン365回線の計500名以上にご参加いただきました。

林野庁からの情報提供では、全国の取組実績事例や各種支援策等について情報提供するとともに、各地域に応じた様々な方法により、地域ビジョンの実現や森林の一層の集積・活用に向けて積極的に取り組んでほしい旨を呼びかけました。

自治体等の皆様からは、デジタル技術を活用した境界明確化、市内全域への早期の意向調査、所有者不明森林等の特例措置の活用、県による実践的な市町村支援、自治体間連携による森林整備や地域に密着したアドバイザー活動等の取組について発表があり、境界明確化や森林経営管理制度、森林環境譲与税等に関する最新の具体的知見やノウハウが共有されました。

参加者からは「トップランナーの取組を聞くことができ非常に有意義だった」、「同じような課題に取り組む自治体の存在に勇気づけられた」などの反響がありました。なお、当日の発表資料は、以下のURLに掲載しておりますので、是非ご覧ください。



林野庁からの情報提供



会場の参加者

当日の発表資料はこちら

<https://www.rinyamaff.go.jp/j/keikaku/keikanri/sinrinkeiteikananseido.html#3.3>



コラム 2

地域林政アドバイザー連携促進研修を開催

林野庁では、各地で活躍する地域林政アドバイザーの相互連携を促進することを目的として、今年度、新たに「地域林政アドバイザー連携促進研修」を開催しました。今年度の研修は8~10月に、熊本県、京都府、岩手県の3会場で実施し、合計33名の地域林政アドバイザーや自治体職員等が参加しました。

研修では、林野庁から、森林経営管理制度や森林環境譲与税、境界明確化等の最新動向について情報提供を行うとともに、受講生によるグループワークや、近隣地域で活躍する地域林政アドバイザーによる取組紹介を実施しました。

受講生によるグループワークでは、1グループ4~5名に分かれ、受講生の取組状況の紹介、課題や悩みの共有、解決への道筋の検討等を実施しました。各グループからは、「マンパワー不足」、「関係組織の連携不足」など、様々な課題に対する解決の道筋の発表が行われました。

参加者からは、「自治体では触れることができない最新の情報に触れることができた」、「悩みを共有する仲間ができて良かった」などの反響がありました。

取組紹介はこちら

<https://www.rinyamaff.go.jp/j/keikaku/tiikirinseiadobaiza.html>



林野庁からの情報提供



グループワーク